



八 國土交通大臣がイ又はロに掲げるものと  
同等以上の能力を有すると認めた者でない  
こと。  
二 住宅宿泊管理業務を適切に実施するための  
必要な体制が整備されていると認められな  
い者  
(登録の申請)  
**第九条の二** 前条第一号イの登録は、登録実務講  
習の実施に関する事務(以下「登録実務講習事  
務」という)を行おうとする者の申請により  
行う。  
前条第一号イの登録を受けようとする者(以  
下この条において「登録実務講習事務申請者」と  
いう)は、次に掲げる事項を記載した申請  
書を国土交通大臣に提出しなければならない。  
一 登録実務講習事務申請者の氏名又は商号若  
しくは名称及び住所並びに法人にあっては、  
その代表者の氏名  
二 登録実務講習事務を行おうとする事務所の  
名称及び所在地  
三 登録実務講習事務を開始しようとする年  
月日  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し  
なければならない。  
一 住民票の抄本若しくは個人番号カードの  
写し又はこれらに類するものであつて氏  
名、生年月日及び住所を証明する書類  
書類  
ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載し  
た書類  
二 法人である場合においては、次に掲げる  
書類  
イ 定款又は寄附行為  
ロ 登記事項証明書  
ハ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこ  
れらに代わる書面  
二 申請に係る意思の決定を証する書類  
ホ 役員の氏名及び略歴を記載した書類  
三 講師が第九条の四第一項第二号イからハま  
でのいづれかに該当する者であることを証す  
る書類  
四 登録実務講習事務を行おうとす  
るときは、その業務の種類及び概要を記載し  
た書類  
五 登録実務講習事務申請者が次条各号のいづ  
れにも該当しない者であることを誓約する  
書面

六 その他参考となる事項を記載した書類  
(欠格条項)  
**第九条の三** 次の各号のいづれかに該当する者が  
受け取ることができない者  
一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰  
金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、  
又は執行を受けることがなくなつた日から起  
算して二年を経過しない者  
二 第九条の十三の規定により第九条第一号イ  
の登録を取り消され、その取消しの日から起  
算して二年を経過しない者  
三 暴力団による不当な行為の防止等に関する  
法律(平成三年法律第七十七号)第二条第  
六号に規定する暴力団員又は同号に規定する  
暴力団員でなくなつた日から五年を経過しな  
い者(次号において「暴力団員等」という)。  
四 暴力団員等がその事業活動を支配する法人  
員のうちに第一号から第三号までのいづれか  
に該当する者があるもの  
(登録の要件等)  
**第九条の四** 國土交通大臣は、第九条の二第一項  
の規定による登録の申請が次に掲げる要件のす  
べてに適合しているときは、その登録をしなけ  
ればならない。  
一 第九条の六第三号に掲げる基準に適合する  
講習を行おうとするものであること。  
二 講師が次のいづれかに該当する者であるこ  
と。  
イ 弁護士であつて、管理受託契約の締結に  
係る実務に関する知識を有する者  
ロ 住宅宿泊管理業に二年以上従事した経験  
を有する者であつて、管理受託契約の締結  
の実務に適切に指導することができる  
能力を有する者  
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及  
び経験を有する者  
ホ 登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載  
してするものとす  
る。

一 登録年月日及び登録番号  
二 登録実務講習を行おう者(以下「登録実務講  
習実施機関」という)の氏名又は商号若し  
くは名称及び住所並びに法人にあっては、そ  
の代表者の氏名  
三 登録実務講習事務を行おう事務所の名称及び  
所在地  
四 登録実務講習事務を開始する年月日  
(登録の更新)  
**第九条の五** 第九条第一号イの登録は、三年ごと  
にその更新を受けなければ、その期間の経過に  
よつて、その効力を失う。  
(登録実務講習事務の実施に係る義務)  
**第九条の六** 登録実務講習実施機関は、公正に、  
かつ、第九条の四第一項第二号に掲げる要件及  
び次に掲げる基準に適合する方法により登録実  
務講習事務を行わなければならない。  
一 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。  
二 講義及び登録実務講習修了試験により登録  
実務講習を行うこと。  
(登録実務講習事務規程)  
**第九条の七** 登録実務講習実施機関は、第九条の  
四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を  
変更しようとするときは、変更しようとする日  
の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届  
け出なければならない。  
(登録実務講習事務の届出)

**第九条の八** 登録実務講習実施機関は、次に掲げ  
る事項を記載した登録実務講習事務に関する規  
程を定め、当該登録実務講習事務の開始前に、  
國土交通大臣に届け出なければならない。これ  
を変更しようとするときも、同様とする。  
一 登録実務講習事務を行う時間及び休日に関  
する事項  
二 登録実務講習の受講の申込みに関する事項  
三 登録実務講習の日程、公示方法その他の登  
録実務講習の実施場所に関する事項  
四 登録実務講習の料金の額及びその収  
納の方法に関する事項  
五 登録実務講習の実施の方法に関する事項  
六 講師の選任及び解任に関する事項  
七 講義に用いる教材及び登録実務講習修了試  
験の方法に関する事項  
八 修了証の交付及び再交付に関する事項  
九 登録実務講習事務に関する秘密の保持に関  
する事項  
十 登録実務講習事務に関する公正の確保に関  
する事項  
十一 不正受講者の処分に関する事項  
十二 第九条の十四第三項の帳簿その他の登録  
実務講習事務に関する書類の管理に関する事  
項  
十三 その他登録実務講習事務に関する必要な  
事項  
(登録実務講習事務の休廃止)  
**第九条の九** 登録実務講習実施機関は、登録実務  
講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止し  
ようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事  
項を記載した届出書を國土交通大臣に提出しな  
ければならない。  
一 休止し、又は廃止しようとする登録実務講  
習事務の範囲



二 一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名  
二 二 住宅宿泊管理業務の内容  
三 三 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容  
四 四 責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容  
五 五 法第四十条の規定による住宅宿泊事業者の報告に関する事項

(証明書の様式)

**第十八条** 法第三十七条第一項の証明書の様式は、第九号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項)

**第十九条** 法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (帳簿の記載事項)  
一 管理受託契約を締結した年月日
- 二 管理受託契約を締結した住宅宿泊事業者の名称
- 三 契約の対象となる届出住宅
- 四 受託した住宅宿泊管理業務の内容
- 五 報酬の額
- 六 管理受託契約における特約その他参考となる事項

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳簿への記載に代えることができる。

3 住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

(標識の様式)

**第二十条** 法第三十九条の国土交通省令で定める様式は、第十号様式によるものとする。

(住宅宿泊事業者への定期報告)

**第二十一条** 住宅宿泊管理業者は、法第四十条の規定により住宅宿泊事業者への報告を行うときには、住宅宿泊管理業務を委託した住宅宿泊事業者の事業年度終了後及び管理受託契約の期間満了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係る住宅宿泊管理業務の状況について次に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という)を記載した住宅宿泊管理業務報

告書を作成し、これを住宅宿泊事業者に交付して説明しなければならない。

一 報告の対象となる期間

二 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の維持保全の状況

三 住宅宿泊管理業務の実施状況

四 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の周辺地域の住民からの苦情の発生状況

前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊管理業務報告書が、電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一 電子情報処理組織（住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機と住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機との電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用する方法のうち、又はロードに掲げるもの

イ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の閲覧に供し、当該住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法（公告の方法）

三 法第四十四条の規定による監督処分等の公報は、官報によるものとする。  
(身分証明書の様式)

第二十三条 法第四十五条第三項において準用する法第十七条第二項の身分を示す証明書（國の職員が携帯するものを除く。）は、第一号様式によるものとする。  
(権限の委任)

第二十四条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、住宅宿泊管理業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任す

一 法第二十三条第一項の規定により登録申請書を受理すること。

二 法第二十四条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。

三 法第二十五条の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四 法第二十六条第一項の規定による届出を受理し、同条第二項の規定により登録し、及び同条第三項の規定により通知すること。

五 法第二十七条の規定により一般の閲覧に供すること。

六 法第二十八条第一項の規定による届出を受理すること。

七 法第四十一条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、及び同項の規定により通知すること。

八 法第四十二条第一項の規定により登録を取り消し、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものに限る。）を受け、同条第三項の規定による通知（登録の取消しに係るものに限る。）をし、及び同条第四項の規定により登録を取り消すこと。

九 法第四十二条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じ、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものを除く。）を受け、及び同条第三項の規定による通知（登録の取消しに係るものを除く。）をする。

十 法第四十三条第一項の規定により登録を抹消し、及び同条第二項の規定により通知すること。

十一 法第四十四条の規定により公告すること。

十二 法第四十五条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

十三 法第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる権限で住宅宿泊管理業者の従たる営業所又は事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

### 第三章 住宅宿泊仲介業

(登録の更新の申請期限)  
第二十五条 法第四十六条第二項の登録の更新を受けるとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の九十日前から六日前までの間に法第四十七条第一項の申請書(以下この章において「登録申請書」という。)を観光庁長官に提出しなければならない。

(手数料)

第二十六条 法第四十六条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼つて納めなければならぬ。

(登録申請書の様式)

第二十七条 登録申請書は、第十二号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第二十八条 法第四十七条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

ロ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の

証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

二 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ホ 第十三号様式による法第四十九条第一項

ハ 第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しない

ことを誓約する書面

二 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条において同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 登録申請者が破産手続開始の決定を受け得ない者に該当しない旨の市町村の長の復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の登録の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 第五号様式による財産に関する調査

二 第十四号様式による法第四十九条第一項

ハ 第一号から第七号まで及び第九号から第十号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法第五十八条各号に掲げる行為をしている者

三 法第五十八条各号に掲げる行為をしていない者

二 前号の期間内に法第五十二条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併・解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併・解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 登録年月日及び登録番号

三 設定又は変更をしようとする住宅宿泊仲介業の変更の場合は、新旧の対照表を明示すること。

四 實施予定期日

は、観光庁長官に、第十六号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

(住宅宿泊仲介業約款の届出)

第三十四条 法第五十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定期(変更)届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 登録年月日及び登録番号

三 設定又は変更をしようとする住宅宿泊仲介業約款(変更の場合にあつては、新旧の対照表を明示すること。)

四 實施予定期日

は、観光庁長官に、第十六号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

(住宅宿泊仲介業約款の届出)

第三十五条 法第五十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定期(変更)届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 登録年月日及び登録番号

三 設定又は変更をしようとする住宅宿泊仲介業約款(変更の場合にあつては、新旧の対照表を明示すること。)

四 實施予定期日



等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

第一号様式（第五条関係）

問題		解説	
問1	○	□	△
問2	○	□	△
問3	○	□	△
問4	○	□	△
問5	○	□	△
問6	○	□	△
問7	○	□	△
問8	○	□	△

問合せ番号		小説の登場人物
<input type="text"/>		<input type="text"/>
連絡先登録		
<p>連絡先登録</p> <p>□ 既に登録している連絡先は選択</p> <p>□ 新規登録</p> <p>□ ハードディスクに登録する連絡先</p> <p>□ 設定登録する連絡先</p> <p>□ 削除登録する連絡先</p> <p>□ 確認登録する連絡先</p>		

(第六回)

① 朝日中綴め、合巻の側には記入しないこと。

② 「中綴め」は、新規の文書に記入するときのみ記入すること。

③ たとえば、「(フサワ)の御印」をカタカナで、他の印の横に平行して記入することで、また、名前と「御印」の間に「(フサワ)」を記入して置くこと。また、「(正)」の印の横に「(正)」を記入して置くこと。

④ (例) 佐藤(左)の御印(右)、(正)、(正)、(正)をそれぞれ(フサワ)で記入し、改札も記入する。

⑤ 「左官印」は、御印の印表に表示する必ずある「左官印」を入れるとともに、印の大きさを必ず記入する。左官印(左)を記入すること。

(例) 佐藤(左) 年(右) 月(右) 日(右) M 448 S 803 R 862  
 (印) (左官印) 10月1日 甲子 大正 平成

⑥ 並用印の場合は、本名やあだ名などについては、必ず印の大きさを必ず記入する。

2 第二回 金子

- ① 金子の匂いの欄には、日本より香を記入すること。
- ② 金子よりも、萬葉集の歌が人気で、常に記入すること。
- ③ 金子よりも、國語や文書、詩歌などでよく見るのは、萬葉集の歌が人気で、常に記入すること。
- ④ 萬葉、萬葉以降の「フジワラ」の欄に、カタカナで上からわざと記入してある。萬葉集が日本古文書として扱うこと。また、萬葉、萬葉集が日本古文書として扱うこと。
- ⑤ 金子の匂いの欄に、越後守を記入すること。
- ⑥ 代官と又は個人に対する事柄について、代官である大蔵省代の代官として記入するときには、幕職御内侍の代官として記入し、その他の事柄について、代官として記入する場合を御内侍と見なすこと。
- ⑦ 例題: 代官の匂いの欄に、代官として記入する。代官である大蔵省代として記入する。代官として記入する。代官として記入する。

する事項の欄に記入すること。





X15.7		X15.7'		C7P7P7P7P7	
0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0
32	0	0	0	0	0
33	0	0	0	0	0
34	0	0	0	0	0
35	0	0	0	0	0
36	0	0	0	0	0
37	0	0	0	0	0
38	0	0	0	0	0
39	0	0	0	0	0
40	0	0	0	0	0
41	0	0	0	0	0
42	0	0	0	0	0
43	0	0	0	0	0
44	0	0	0	0	0
45	0	0	0	0	0
46	0	0	0	0	0
47	0	0	0	0	0
48	0	0	0	0	0
49	0	0	0	0	0
50	0	0	0	0	0
51	0	0	0	0	0
52	0	0	0	0	0
53	0	0	0	0	0
54	0	0	0	0	0
55	0	0	0	0	0
56	0	0	0	0	0
57	0	0	0	0	0
58	0	0	0	0	0
59	0	0	0	0	0
60	0	0	0	0	0
61	0	0	0	0	0
62	0	0	0	0	0
63	0	0	0	0	0
64	0	0	0	0	0
65	0	0	0	0	0
66	0	0	0	0	0
67	0	0	0	0	0
68	0	0	0	0	0
69	0	0	0	0	0
70	0	0	0	0	0
71	0	0	0	0	0
72	0	0	0	0	0
73	0	0	0	0	0
74	0	0	0	0	0
75	0	0	0	0	0
76	0	0	0	0	0
77	0	0	0	0	0
78	0	0	0	0	0
79	0	0	0	0	0
80	0	0	0	0	0
81	0	0	0	0	0
82	0	0	0	0	0
83	0	0	0	0	0
84	0	0	0	0	0
85	0	0	0	0	0
86	0	0	0	0	0
87	0	0	0	0	0
88	0	0	0	0	0
89	0	0	0	0	0
90	0	0	0	0	0
91	0	0	0	0	0
92	0	0	0	0	0
93	0	0	0	0	0
94	0	0	0	0	0
95	0	0	0	0	0
96	0	0	0	0	0
97	0	0	0	0	0
98	0	0	0	0	0
99	0	0	0	0	0
100	0	0	0	0	0

第二章 論述問題

- ① 入門書とは、専門用語を使わずにできるだけ分かり易く記入すること。  
→ 例文は、国語から読み、それを日本語の漢号、(漢字記述の場合は人名・事名等に付加して)記入し、名前や氏名には「リターン」の欄で、カタカナで上から左側に記入し、その後、英語及び仮名で右側に記入すること。また、「原題、名称又は元名」と記入すること。
- ② 文部省又は厚生省に上原を用ひた場合は、次のように記入せよ。それ故に該文部省に記入せよことより上原を記入せよこと。  
タ 代用書名を記入せよ  
タ 代用書名を記入せよ  
タ 例文の「原題」に「上原」を記入するところに、「更変要」の欄及び「更変要」の欄の間に記入せよこと。  
イ 代用書名または原文が記入せよ場合  
イ 「更変要」の欄に「上原」を記入せよとともに、「更変要」の欄及び「更変要」の欄の間に記入せよこと。

### 3 第二回開催

◎ 有名な氏族の「アリヤの」は、カカトウからおもねり名前が付いた。その他のアリヤの名前は、有名な文豪として覚えておくこと。また、「アリヤ」の名前は、日本では「アリヤ」と表記する。

◎ 遊戯小説の代表的作家として「遊戯小説の父」として知られる「阿波の柳家」の柳家は、次回区分じて、それが柳家分野のものとなることを約束すること。

◎ 代表作に「恋の火」がある。

◎ 「東京更級」の著者「丁度」に登場するなどとともに、「東京更級」の構成及び「東京更級」の題記が記載すること。

◎ 代表作の多くに登場する「かみゆき」

◎ 代表作の多くに登場する「丁度」などとともに、「東京更級」の構成及び「東京更級」の題記が記載すること。

◎ 代表作の多くに登場する「かみゆき」

◎ 代表作の多くに登場する「丁度」などとともに、「東京更級」の構成及び「東京更級」の題記が記載すること。

◎ 代表作の多くに登場する「かみゆき」

◎ 代表作の多くに登場する「丁度」などとともに、「東京更級」の構成及び「東京更級」の題記が記載すること。

「実現部分」の「実現」を記入するとともに、「実現度」欄にのみ記入する。

④ 代理責任の範囲を明確に示す場合

「実現部分」の「実現」を記入するとともに、「実現度」欄にのみ記入する。

⑤ 代理責任の範囲を明確に示さない場合

「実現部分」の「実現」を記入するとともに、「実現度」の欄及び「実現」欄の両方に記入する。

#### 4. 確認欄

① 代理責任の範囲を明確に示す場合

代理責任の範囲を明確に示す場合にのみ記入すること。

② 既存問題を監督する責任がある場合は、該欄は、既存問題監査室へ、それを監査課が担当するところとなりうる箇所である。

③ 代理責任の範囲を明確に示さない場合

代理責任の範囲を明確に示さない場合にのみ記入する。この場合、「実現度」欄及び「実現」欄の両方に記入する。

④ 代理責任の範囲を明確に示さない場合に加えて、既存問題を監督する場合は、該欄は、既存問題監査室へ、それを監査課が担当するところとなりうる箇所である。



第十号様式（第二十条関係）

第十号様式(第二十表簡便)		標	識
旅 宿 寄 船 運 輸 事 業 稽 討			
登 録 号	以上交通大臣( )開 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 の 有 效 期 間	年 月 日から 年 月 日迄		
業 主 の 姓 名 又は 代表者			
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号 ( )		
350以上			

第一二号様式（第二十三条関係）

第十二号様式（第二十七条関係）

姓名	性别	年龄	出生年月
王小明	男	18	1995-01-01
家庭成员情况			
配偶	子女	父母	其他
无	无	无	无
教育背景			
小学	初中	高中	大学
已毕业	已毕业	未毕业	未毕业
工作经历			
公司名称	职位	工作时间	工作描述
阿里巴巴	客服	2018-01-01 - 2020-01-01	负责客户咨询和投诉处理。
腾讯	产品经理	2020-02-01 - 2022-02-01	负责产品需求分析和市场调研。
华为	项目经理	2022-03-01 - 至今	负责项目规划、进度跟踪和团队管理。
技能特长			
编程语言	数据库	工具软件	其他
Python	MySQL	Excel	无
兴趣爱好			
运动	音乐	阅读	旅行
篮球	钢琴	科幻小说	故宫博物馆

(第五次)  
会員登録料金付替、登録権、会員登録又は登録料引け置  
(書印にてはなをなし。)

第十三号様式(第二十九号様式) (令和2年4月~令和3年3月)	(A4)	
書 記 事 項 (2面用)		
<p>監査に係る監査報告書の表題は、改定後の審査監査料の名前と 監査日から6ヶ月以内とし、審査及び監査の年月から監査日までのいづれ 方に記入しないであることを要請します。</p>		
年　月　日		
<p>複数枚又は複数 代表者の名名</p>		
記入が空欄		

A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y		Z	
A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		K		L		M		N		O		P		Q		R		S		T		U		V		W		X		Y			

姓名		性别		年龄		民族	
姓		名		岁		族	
王		伟		20		汉	
民族		出生日期		身份证号		家庭地址	
汉		1990年1月1日		440105199001011234		广东省广州市天河区	
文化程度		政治面貌		婚姻状况		联系电话	
高中		群众		已婚		13800000000	
籍贯		户口所在地		现居住地		工作单位	
湖南省永州市		湖南省永州市		湖南省长沙市		湖南省长沙市	
现居住地		工作单位		联系人		联系电话	
湖南省长沙市		湖南省长沙市		王伟		13800000000	
联系人		联系电话		备注			
王伟		13800000000					



